

トマス・アクィナス公正価格論の展望

——公正価格論争を巡って——

佐々木 亘, 村 越 好 男

Critical Examination on the Successors to the Economic Perspective of
St. Thomas Aquinas: Concerning *iustum pretium*

Wataru Sasaki* and Yoshio Murakoshi**

Economics as an empirical science was founded by Adam Smith based on the concept of *natural price*. Accordingly, the *just price* has been studied as a predecessor of the *natural price*. From this viewpoint, in the field of economics, the *just price* has been examined for its effectiveness as an analytical tool. However, the original intention of Smith, as a moral philosopher, was to substitute the *natural price* for the *just price* occupying a central concept in economic ethics. Paying attention to two divergent basic contexts, the past leading works about *iustum pretium* must be examined. This is a critical examination on followers of Thomas Aquinas' economic perspective. A comprehensive and systematic study on Aquinas' *iustum pretium* will still need to be undertaken, as it is strongly related to *commutative justice* and *distributive justice* as a subsystem of moral theology.

Key words: [economic ethics] [just price] [natural price] [commutative justice] [moral theology]

(Received November 6, 2000)

序

価値観が多様化している現代において、何が正義で、何が正義でないかを特定することは、我々にとって決して容易なことではない。経済の領域でも、国の内外で様々な問題が生じているが、それらは、見方によっては「正義と正義の争い」とも言えよう。では、正義は、現代において、何か明確な基準を持ち得るのであるだろうか。

経済的な領域における正義の問題の一つとして、「公正価格」(*iustum pretium*)を挙げることができよう。価格が如何にして決定されるかという点に関しては、枚挙に暇がないほどの議論が繰り返されてきている。しかるに、そもそも、価格には何らかの「公正さ」が存し得るのであるだろうか。

* 鹿児島純心女子短期大学生活学科生活学専攻生活経営コース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

** 国立豊田工業高等専門学校 (〒461-0011 名古屋市東区白壁2丁目4番13号第2フタバハイツ402)

公正価格に関する研究は、単に経済学における学説史的な探求にとどまるものではなく、更に哲学や神学への展望を踏まえた経済倫理的な探求に通じるであろう。今回は、トマス・アクィナスの経済社会理論に関する共同研究の第一歩として、公正価格論争を中心に、トマス・アクィナスにおける公正価格論の展望を明らかにして行きたい¹⁾。

I. トマスの正義論における「交換的正義」

まず、トマスの「公正価格」²⁾を考察するにあたり、トマスの正義論と、その「交換的正義」(iustitia commutative)³⁾について確認していきたい⁴⁾。第一に確認すべき点は、「他の徳 (virtus) の中で、人間を他者 (alter) に対することがらにおいて秩序づけるということが、正義 (iustitia) に固有である」⁵⁾というように、トマスにおいて、「正義」はあくまで「徳」に関する議論の中で論じられているという点である⁶⁾。

実際、トマスは、『神学大全』第二―二部第五八問題第五項で、「或る共同体 (communitas) の下に含まれる者はすべて、全体に対する部分として、その共同体に関係づけられる」故に、「如何なる徳の善も、或る人を自分自身へと秩序づけるにせよ、彼自身を他の或る個別的なペルソナへと秩序づけるにせよ、それへと正義が秩序づけるところの共同善 (bonum commune) へと関連づけられ得る」ことから、「人間を共同善へと秩序づける限り、すべての徳のはたらきは正義に属することができ」、斯かる正義が「法的正義」(iustitia legalis)であると言っている⁷⁾。

正義は、他者との関係において、人間を善へと秩序づける徳であるが、人間は、何らかの共同体に属しており、その共同体に対して「部分」として関係づけられる。そして、部分の全体に対する秩序づけは、「部分の善」の「全体の善」に対する秩序づけを意味し、人間の共同体への秩序づけは、「共同善への秩序づけ」として捉えられる。従って、人間を他者への関係において秩序づけるものが「正義」であり、そこでは、自己の善のみではなく、自己と他者に「共通した善」が求められている。

トマスは、続く第七項で、「法的正義は本質的にすべての徳なのではなく、人間を直接的に共同善へと秩序づける法的正義のほかに、特殊な善に関して人間を直接的に秩序づける他の徳がなければならない」として、その場合の正義を「特殊的正義」(iustitia particularis)と呼んでいる⁸⁾。人間を共同善へと直接的に秩序づける限りにおいて、法的正義は一般的徳として捉えられるが、人間を「他の個別的なペルソナに属する善」へと直接的に秩序づける徳が、法的正義から区別されて、「特殊的正義」として位置づけられる。

更にトマスは、少し後の第六一問題で、特殊的正義を、部分の部分に対する秩序を導く「交換的正義」と、部分に対する全体としての秩序を導く「配分的正義」(iustitia distributiva)に分けている⁹⁾。共同体における私的ペルソナへの係わり方は、全体が個人に対する場合と、個人が個人に対する場合に分けられ、この区分に基づいて、特殊的正義には二つの種類が認められる。共同体における様々な交換を指導し、交換されるところのもの間における、「部分と部分の均等性」に係わる正義が「交換的正義」であり、全体が部分に対する関係を導き、共同体における重要性の度合いに応じて、個別的ペルソナへの配分に係わる正義が「配分的正義」である¹⁰⁾。

「公正価格」は、この「交換的正義」に対立する「悪徳」(vitium)についての考察の中で論じられている。このことから、交換的正義が徳として位置づけられていることが明らかであろう。実際、トマスによると、特殊的正義は、「意志」(voluntas)において存しているという点でも、「他者の善」であるという点でも、他の倫理的徳の中で優っているのである¹¹⁾。

II. 徳としての正義から「エコノミー」へ

公正価格は、トマスにおいて、交換的正義に関する考察の中で論じられている。トマスが「公正価格」を論じている文脈は、理論経済学と同じ、人間生活に普遍的に見られる物財交換の場面であるが、両者において大きく異なるのは、その物財交換を学的に考察する「視座」である。それは、13世紀には存在するはずもない「理論経済学」からの考察ではなく、徳に関する「倫理学」なり、「倫理神学」からのものである。

「公正価格」とは、物財交換の場面において成立する「価格」が「義である」、即ち「倫理的な正義(公正)の原則にかなう状態にある」ことを意味する。そうした「公正な価格」について、トマスがなした倫理神学的な考察を、経済学がどの部分を選択的に継承し、またトマスのどのような意図を選んで継承したのかを確認することは重要であると思われる。

このことはまた、現在の経済学が、トマスの遺産のうち、残したままで活用していないものが何であったのかを確認することに他ならない。そうした未研究で残された部分に関する考察の成果は、今の経済学をして「人間の学」(human science)たらしめ、経済分析の基本をなす人間観・世界観をもっと豊かなものにし、現代の経済問題に対する助言においても大きな貢献をなすものと期待されよう。

そこで、トマスの視座に即してなされた経済への理論的考察を現在という「場」に再構築するような研究が、これまでの経済学の領域においてなされたのかどうかを、まず確認しなければならない。その上で、トマスの包括的で体系的な経済学的考察のいずれが、後の経済学によって継承されていったか、或いは逆に、継承されずに課題として残されている部分は何であるのかを見極めることが可能になると思われる。

トマスが持っているトマス・スミスによって見立てられた「エコノミー概念」に相当するものが、トマスにおいては何であるかを明示するためには、より詳細な議論が求められよう。しかし、「公正価格」一つにしても、そこには、「神学」、「倫理学」、「自然法学」、「経済学」などの諸学科を総合的体系として有機的に統合せしめる「視点」があると考えられる。しかし、そのような総合的なつながりの上に立つ「エコノミー」が、その後、「資源の効率的使用」¹²⁾という「経済の本質的意味」に占有的な仕方で使用されるに至り、斯かる「エコノミー」視座の「特化」によって「経済学」(economics)が自立できたのである。

それ故に、1776年、スミスの『諸国民の富』¹³⁾による経済学生誕の時点においても、経済問題は経済事象についての認識科学に限られず、規範的な道徳哲学における問題の一環として論じられていた。トマスの持っていた倫理神学的な総合的視点は、哲学の実践的分野である「道徳哲学」の勃興により分断を受け、新たな「エコノミー」、即ち「経済」問題領域を形成するに至った。この倫理神学の代替体系としての「道徳哲学」の勃興と深い繋りをもって、経済現象

についての自立科学である「経済学」が道徳哲学者スミスを通して誕生したわけである。

III. トマスの公正価格とスミスの自然価格

20世紀における経済学説史の代表作『経済分析の歴史』¹⁴⁾の中で、シュムペーターは、公正価格は競争市場がもたらす「通常価格」に相当するという点から、トマスの「公正価格」に経済分析概念としての有効性を見出した¹⁵⁾。一般均衡論を経済学の範型として評価基準に据えるシュムペーターは、通常「経済学の祖」とされているスミスの「神の見えざる手」理解を評価せず、スミスを『十大経済学者』¹⁶⁾の中に加えてもいない。

「神の見えざる手の背後に、価格による需給調整機能を見た」という点から、経済学の分析概念としての十全で体系的な端緒がスミスのうちに存すると見做すことは、経済学説史において一般に本流とされている。スミスは、資源の「効率的」配分という理想状態が柔軟な価格の上下運動によってもたらされるという「市場メカニズムの様相」を、まるで神の予定通りのようになされることから、あの著名な「神の見えざる手」という言葉で形容した。この「価格のパラメーター機能」を準拠枠にして、それに関連する諸概念を関連づけることによって、経済学理論体系が形成されてきた。斯かる経済学的認識の設定に対する貢献から、「経済学の創始者」としての榮譽がスミスに与えられている。そのため、「経済学説史」は、スミスの「自然価格」の先行概念に関心を持つのであり、そうした先祖探しの結果、トマスの「公正価格」に至った。

しかし、「道徳哲学者」としてのスミスが「自然価格」に課した課題は、市場価格が自然な価格であれば、それは倫理的にも、そして神学的にも申し分のない価格であることの論証にあった。換言すれば、「経済学者としてのスミス」は、「神の見えざる手により需要と供給が一致する」という意味での「公正価格性」を「自然価格」として論じたが、その一方、「道徳哲学者としてのスミス」は、「自然神学」の枠の中で、「自然価格」が規範面でも「公正価格」に匹敵する概念であることを論証したのであった。

スミスの道徳哲学とは、第一部を「自然神学」、第二部を「倫理学」、第三部を「自然法学」とし、その重層的基礎の上で、第四部において「経済」を論じる体系である¹⁷⁾。スミスは、道徳哲学として市場での経済交換を吟味しており、「自然法学」における「正義」(justice)の原則である「他者の生命と財産に侵犯しない限り」¹⁸⁾という条件の充足が、経済行為が是認されるためには不可欠であるとした上で、「倫理学」が求める「正義と適宜性の感覚」に即した経済行為を「配分的正義」(distributive justice)になかった行為として認めている¹⁹⁾。

スミスは更に、上述の条件を満たす道徳的に申し分のない「公正な」(just) 経済行為が、「神学的」に義に合う行為であることを論証する。市場において、「自利」という利己的動機に基づいて経済交換を行う者ですら、「想定された公平な傍観者に同感されるような、上記の倫理規定に合う行為者」になるなら、神の慈愛的統治の目的ある「善の普遍的配分」という結果を、当人が意図することもなく実現することになる。その結果、人間に課せられた「神の協力者としての責務を果たさせる」²⁰⁾点において、「倫理的に望ましい行為者」は、「神学的に見ても適正(just)な行為者」となるわけである。

このように、道徳哲学の第四部門としての「経済」を「自然神学」の枠組みにおいて見るな

らば、その分析枠組みの中核をなす「自然価格」は、トマスの「公正価格」の規範性を申し分なく継承した概念ということになる。従って、経済学説史の観点に立って「自然価格」の始源を辿っていけば、その源流の一つとしてトマスの「公正価格」にその萌芽的要素が見出されるにせよ、「規範論」の観点から辿れば、スミスが道徳哲学として展開した「自然価格」は、それが神学的・倫理的・自然法学的にみて「公正価格」に匹敵するという論証のために、経済分野に充当された「概念」であると言えよう。

スミス道徳哲学を自然神学の視座から捉える限り、第四部として経済学が手段部門として仕える目的となるのは、「神の慈愛の普遍的実現」であり、「救済意志の実現」である。スミスはこの救済を“oeconomy”²¹⁾として捉え、この救済意志が実現される有限な時の終点である「終末」という時の完成時に、「人間本性」(human nature)が完成され、それによって幸福の極みである至福の状態に達すると見ている。人間が独力で成し遂げうるべくもないその「至福」へと導く、神の「道徳的統治」(moral government)の機構を説明するものが、自然神学としての道徳哲学の基本枠組みである。

神が目的とする「慈愛」(benevolence)の普遍的実現のための手段となるのが「摂理」(oeconomy)であり、スミスはこの摂理を「自然的諸規則」²²⁾、即ち「自然」(神を科学面で言う場合の別名)が用いる「自然秩序」(natural laws)として捉えている。この「自然的諸規則」が、「神学」と「経験科学」とを仲介する役目を担っている²³⁾。

「自然的諸規則」は、経験科学としての倫理学からすれば説明すべき対象となる「徳性」(virtue)であるが、逆に自然神学の観点から見れば、神の道徳的統治によって全存在に遍く「慈愛」を「配分」(distribute)するための手段となる。そして、人間をして「意図せぬうち」に神の協力者としての任務を遂行させる「秘密の機構」(secret mechanism)と神からの「使者」(agent)とが、「慈愛の普遍的実現」を導く²⁴⁾。そうした神の意図の帰結をもたらすために経済の領域に派遣されたのが、「自然真実価格」(natural real price)である。

IV. 第二次世界大戦以前の経済学における研究

以上の、トマスの「公正価格」とスミスの「自然価格」に関する考察を踏まえ、次に所謂「公正価格論争」の内容を明らかにし、トマス公正価格論の展望を探っていくことにしよう。我々は20世紀の業績に限定して展望するが、しかし、経済史的研究では、1874年のエンデマンによる『17世紀末までのローマ法・教会法における経済観と法学』²⁵⁾と、1888年のアシュリーによる『英国経済史入門』²⁶⁾は、後の研究に深い影響を与えており、避けて通るわけにはいかない。

20世紀になれば、ボールドウイン²⁷⁾によって、トマスに先行する、わけでもローマ法・教会法・神学における「公正価格」についての百科全書的な詳細にわたる包括的研究がなされるが、中世の三大経済問題である「所有権」、「公正価格」、そして「ウズラ(徴利禁止論)」について、ローマ法・教会法における変遷について整理し、研究の航路を開拓したエンデマンの先駆的貢献は見逃せない。このエンデマンによる歴史的基礎研究という業績によって、後代の、ボールドウインの「公正価格」やヌーナン²⁸⁾の「ウズラ(徴利禁止論)」に関する理論史的研究が可能

になったと言えよう。また、後に批判されることになるが、ランゲンシュタインのハインリッヒによる、「身分に相応しい生活維持のための費用」²⁹⁾を内容とする見解、即ち「労働価値説の源泉に位置づけた先駆的業績」はアシュリーに帰される。

20世紀に入ると、その初頭にトマス経済論研究のブームが見られる。それを象徴するのが、フライブルク大学が出した懸賞論文「トマス所有論と現代の社会主義」の公募³⁰⁾である。1917年のロシア革命による史上初の社会主義体制の実現は、既存体制としての資本主義に対し「生産手段の私有制」や所有制度に対する根本的反省を促し、それを契機として、トマス所有論の見解を尋ねようとしたのであった。

しかし、20世紀初頭のトマス研究のブームは、社会主義の実現化が突きつける以前、1904年のマックス・ヴェーバーによる『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』³¹⁾やゾンバルトによる資本主義論争³²⁾の惹起、またそれらが投げかけた資本主義体制への自己批判に対する応答として起こってきたのであった。

そのブームの渦中である1904年に、日本において「公正価格」研究の代表的著書として知られている『公正価格の理論』のカウラが、その著書の基盤となる論文³³⁾を公刊しており、その翌年、日本での経済学の「育ての父」となる福田徳三が、「トマス・ダキノの経済学説」³⁴⁾において、留学していたドイツでの研究成果を踏まえ、トマスの「公正価格」を紹介している。また、タルドが博士論文『公正価格思想』³⁵⁾を公刊したのが1906年であり、ここでは価値決定論としては客観説である費用説が採用されていることも重要である。

しかし、第二次大戦前のトマス経済学研究の最高峰は、1913年に出されたシュライバー『トマス以降のスコラ経済学』³⁶⁾である。野尻武敏が明瞭に指摘しているように³⁷⁾、シュライバーの真骨頂は、トマスに先行するローマ法、教会法における公正価格概念を、神学的理解を基本枠組みに置き、特にアリストテレスの正義論を機軸に整理・統合したトマスの独自の公正価格論として総合的理解を提示することによって、後の研究の基本線を確認したことにある。また同じく野尻が指摘しているように、価値決定論としては、シュライバーは客観・主観の混在論に立っている³⁸⁾。しかし、そのシュライバーの見解が後のドイツ経済学説史における「公正価格論争」の分水嶺となっている点は、特に注目されなければならない。

シュライバーの価値決定論における二重混在説は、一方で費用説に立つ客観説への一元的収斂を主張した1931年のハーゲンノイアーによる『客観的価値論史への貢献：トマス・アキナスの公正価格』³⁹⁾において一つの頂点を形成し、またその後の価値論をめぐる論争に対して総括を試みた、1939年のシャフツシャーベルによる『公正価格：経済・倫理思想史(的考察)』⁴⁰⁾の結実に至る。

但し、シュライバーのトマス経済学研究は、経済に関するトマスの諸見解を網羅し体系化する点で一つの頂点を極めたとしても、トマスの神学的体系における経済学(または経済の位置づけ)についての考察には至っていないという点は留意されなければならない。

V. 第二次世界大戦以前の倫理神学における研究

第二次世界大戦以前、トマスの経済思想についての研究は、現在のような経済学の独占市場

ではなく、「倫理神学」における「ネオ・トミズム」の隆盛があり、それがトマス経済研究に大きな貢献をなしていた。当時、教皇レオ13世の推挙もあって、トマス研究が盛んに行われ、社会現実の激動に対しても、教皇庁自身の活発な回勅（章）などが発せられた。トマスの精神を受け継ぐ倫理神学者は、「ネオ・トミズム」を標榜したのである。こうしたトマス研究熱の高まりが、トマスの経済学、経済社会論研究として、実を結んだ点も特筆すべきであろう。

シュライバーが『トマス以降のスコラ経済学』を発表する前年の1912年に、クールマンは自然法研究として『トマスの法学における権利に関する法概念』⁴¹⁾を公刊し、その10年後にオットー・シリクが『トマスの国家・社会教説』⁴²⁾を、そして、1932年にはリンヒャルトが『聖トマスの社会諸原理』⁴³⁾を公にしている。これらでは、社会制度が人間本性に即して理性的に検討され、制度の本性的特徴からその長所・問題点を検討するという、「トマスの方法に立脚した自然法論」として、社会論・国家責務論が展開されている。

総じて、こうした自然法論における主題は、経済に限れば経済社会体制の根幹となる所有制度についての徹底的な哲学的考察ということになる。斯かる倫理神学的経済論は、当然のごとく「公正価格論」研究でも登場した。主要なものとしては、イギリスの社会司牧協議会の諮問機関がキリスト教の倫理的伝統の観点から市場経済を吟味した『公正価格：中世公正価格論の概要と今日にそれに相当するものの検討』⁴⁴⁾と、後に上智大学に来ることになるクラウスの『スコラ、清教徒と資本主義』⁴⁵⁾である。これらは、共に1930年代に公刊されている。特にクラウスは、トマスの経済理解におけるトマスの時代に制約された経済認識の限界を踏まえつつも、基本的には、所有論、ウズラ論、公正価格論に通底する理解を成し遂げ、トマスの総合を独自の形で説明している。そして、トマスが、それらの「万民法的特性」を自然法の基礎づけによって吟味し、それに先行する諸概念をアリストテレスの正義論を活用して神学体系と結びつけ、神学的道德論として展開した点を、クラウスは評価している。

しかし、クラウスの考察は、倫理神学の観点から経済価値論と結び合う水路を取りつけたものであるが、基本的に、トマスの神学的理解における神と人間との関わりや、倫理神学における生の在り方への指針を包括的に提示しているわけではない。この点で、経済学の枠組みが倫理神学の主要な論点とどのように結び合うのかについて、十分に考察されているとは言えないであろう。

VI. 規範から分析への収斂

第二次大戦後の「公正価格」研究については、スミス以前の経済学説史研究に関する研究者として知られる有江大介による整理⁴⁶⁾があるので、その論旨に沿いながら、しかし批判的に検討していきたい。

有江によれば、戦後のトマスの公正価格をめぐる研究は、公正価格を規定する要因を中心にして、新古典派経済学が理論前提としている「効用」(utility)による主観価値論か、それともマルクス経済学が立脚した労働価値によって決まる客観価値論なのかをめぐる展開してきた。最初は、第二次大戦前ではあるが、1926年にトニーが提起した「トニー・テーゼ」⁴⁷⁾、即ち「身分に相応しい生活水準を維持する」賃金が公正価格を規定するという労働価値説による客

観価値説をトマスがとったと主張し、それ故に「最後のスコラ経済学の真正なる継承者はマルクスに他ならない」⁴⁸⁾という言及が衝撃を与えた。

戦後の英語圏での「公正価格論争」は、このトニー・テーゼへの反論によって構成されてきた。これも戦前の研究であるが、1935年にデンプシー⁴⁹⁾は、マルクスの表現をもじり、「労働価値説という亡霊を駆逐するため」と明記してトニー・テーゼの反駁を試み、同じくアメリカ経済学史学会の重鎮ド・ローバー⁵⁰⁾は、価値論の系譜を確認する論文で、トニーがよって立つ論拠とした「費用説」は、ランゲンシュタインのハインリッヒの費用説にすぎず、ハインリッヒは中世を代表する見解を示す存在でもなく、しかも後期スコラの少数派であったにすぎないと、1958年の論文で「トニー・テーゼ」を一蹴した。

こうした論争的雰囲気を惹起した当初の「トニー・テーゼ」が持つ意味合いは見逃せない。トニーはヴェーバーの社会学を英語圏へ紹介した者として著名であり、彼が提起した問題は、初めから「資本主義体制」の是非を問うものであった。故にトニーに同意する研究も、反論する研究も、熱を帯びたものになったと言えよう。

現在、「公正価格」研究の出発点として一般に知られているのは、シュムペーターの『経済分析の歴史』における「経済分析用具としての有効性」についての評価である。経済学が、規範学の一つとして、哲学への学的従属的位置から脱し、自立した科学としての地歩を固めたとする見解に平行して、トマスの「公正価格」研究においても、トマスが経済社会についての規範的学から科学的説明へと収斂していったと見る研究が出てきた。それは、先のド・ローバーの研究であり、また、1959年に公刊された「公正価格についての中世の理論：12,13世紀のローマ法、教会法、そして神学者（の諸見解）」⁵¹⁾という、ボールドウィンによる「公正価格論」についての著名な百科全書的研究なのである。

ボールドウィンは、聖書に関する検討から始め、トマスを頂点とし、そこに至る、「ローマ法」（東西ローマ帝国における法典）、「教会法」、そして「神学者の扱ってきた系譜」という三つの流れを丹念に辿って詳述している。ボールドウィンの研究は、「公正価格」とは「社会的に認証された市場価格」⁵²⁾であると見做す伝統の確認である。これは、基本的に価値決定論から見れば、価値の根拠に「有用性」(of use)を置き、主観説こそ本流であることを確認するものであった。従って、この研究は、混在説や客観説に対しても、理論的な解釈としてなら許され得るが、歴史的事実としては反することを実証した。

しかし、ボールドウィンの研究に問題がないわけではない。有江が指摘しているように、ボールドウィンは、トマスが『ニコマコス倫理学註解』においては主観・客観の混在説を取っていたが、理論の深化に伴い、価値論における主観説への一元化が『神学大全』において果たされたという見解を取っている⁵³⁾。こうした「規範の哲学的経済論者トマス」から「経済の分析科学者トマス」への傾斜は、単にトマスの分析が今日の理論の先行的要素を含んでいたという指摘にとどまらず、分析枠組、基幹的重要概念において、古代ギリシャから連なる伝統の最先端にある「新古典派経済学」は、単なる「資本主義の経済学」ではなく、「普遍的な人類の経済現象の認識学」であるという主張に通じる。これは、現代のスコラ経済学研究の代表的存在である、ラングホーム⁵⁴⁾によるものである。

しかるに、こうした「規範」から「分析」へのパラダイムが、トマスの「価値決定論」、「経

経済もしくは経済への倫理神学的理解」において、トマスに即した理解に他ならないと、賛同を受けているわけではない。社会主義国家が、仮に地上から消滅したとしても、そのことをもって資本主義社会が正しいとは言えないのと同様に、価値決定論において、客観説が斥けられたことが、直ちに「トマスは、新古典主義に連なる主観説に立っていた」という論証にはならないからである。

VII. 「規範から分析への深化論」への疑義

トマスの価値決定論において、シュライバーの混在論が示したように、主観説とも客観説ともとれる要素が、トマスの経済理解に散見している。この二元論が、論理的に一貫されれば、トニー・ハーゲンノイアーによる「客観論への一元化」に、逆に進めばボールドウィンによる「主観説への一元化」となっていく。

しかし、こうした一元化すべきとする理解の仕方に対し、異議を唱えたのがホルンダー⁵⁹である。彼は1965年の論文で、トマスは経済現象の分析家ではなく、「市場価格を生産費に新古典派的な仕方では還元することには失敗している」と指摘している。即ち、トマス自身の理解においては、二元的要素は「混在」のままであったが、トマスの見解の中には「含意として」一元化され得る要素が含まれていたにすぎなかった。従って、学説史的には、経済現象の分析家としてトマスを強調して見る後の学者が一元論への還元の課題を果たしたと言うべきである。

しかし、より積極的にトマスにおける価値二元論の併存の正当性を説明したのが、アメリカのノートルダム学派である。神学の観点に基づき、新古典派的意味における「効用」(utility)ではなくトマスの倫理神学からの「有用性」に対する考察の帰結から、市場における価値実現の形式表現としての価格を公正なものだと認定したのが「公正価格」であると、シュライバーのトマス経済理解を「神学の側から」確認したのがパーテルである⁶⁰。パーテルは、ボールドウィンの公正価格系譜論研究が示した主観説を神学的に裏づける一方、価値決定論としては主観・客観による二元論の並立を確認している。

この二元論的理解を、主観説は短期市場均衡に関与するものであり、客観説は長期市場均衡に対応するものであって、価値決定論の二元性は、同次元における排他的なものではなく、階層的に並立するものであることを主張したのが、ウォーランドである。彼の理解によれば、超越論的理解の上で展開したトマス経済学を、現代社会に固有・特定化すれば「厚生経済学」になると論じた⁶¹。即ち厚生経済学の基礎哲学は、トマス経済学の原則に反しておらず、そればかりか、トマス経済学に欠ける分析理論装備と現代社会への政策手段セットとを補完する関係にあり、その両者をつなぐのが「公正価格」の現代的表現に該当する「一般均衡価格」なのであると論証している⁶²。

パーテル、ウォーランドが共有する基本的経済観は、キリスト教社会理論であり、そこでの経済体制論に対する見方は、資本主義にも、社会主義にも、両手をあげて傾斜していくことはない第三の体制観に立っている。故に価値論においても、新古典派経済学に連なる主観論に一元化することも、また社会主義体制に連なるマルクス経済学を示唆する客観論に一元化することも、許さない第三の道、両原則の並存に立つことになる。斯くして二原則の並立は、単なる安

易な両者の折衷ではなく、トマスと共有する倫理神学的伝統の継承の結果である。

しかしアメリカのキリスト教社会論は、一般に所有論に対し、批判的に徹底して考察する姿勢に欠けるきらいがある。経済体制の基礎論に、所有論が位置しているはずだが、むしろアメリカでは経済体制に関する議論としてはキリスト教社会論が積極的に論じることを避け経済システム論に譲っていることもあり、トマス経済学研究でも所有論の研究は比較的にされていない。

VIII. 日本におけるトマス経済学研究

福田徳三、そしてその弟子にあたる上田辰之助⁵⁹が、日本の経済学の草創期にブームであったドイツの成果に立つトマス経済学を紹介したことは、日本の経済学を考える上で、特筆に値する。1927年の打村鑛三による『中世教会法的徴利論考』⁶⁰、そして1943年の安田三代人によるカウラ『公正価格の理論』⁶¹の翻訳など、上田による「職分 (officium)」への関心⁶²も含め、トマスの主要な経済テーマが一般にも知られるようになった。しかしその一方、西の商大（現在の神戸大学経済学部の前身）におけるトマス研究が所有と経済体制との関連について果たした役割⁶³は特に重要である。

トマスの経済テーマからすれば、所有論、公正価格論、ウズラ論が、三大主題を構成しているのは、既述した通りである。しかるに、具体的概念と理論装置との関連において三主題の相互関係を開陳したのは、ゴードンの『アダム・スミス以前の経済学』⁶⁴であった。ゴードンによると、トマスが採用した先行するローマ法における（現代経済学からすれば）徴利を許したかのように映る概念は、交換における使用权と所有権との区別に由来するものであって、決して現代的な利子論の発想の萌芽ではなかった。こうした経済学理論から所有権への言及があるにしても、英語圏において一般的に弱い点は、所有権に関する考察である。トマスが私有制を勧めるのは、自然法からの直接命題としてではなく、万民法的考察により私有と共有の利点を自然法に照らして検討した結果にすぎない。従って、絶対的私有権を主張する近代自然法の主張に対しては、あくまでも「共通善」に反しない限りという条件つきで同意するだけであり、決して両手を上げて資本主義体制に賛同するのでもない。

こうした自然法論を基盤に、トマスの所有権を考察したのが、五百旗頭真治郎⁶⁵であり、トマスの所有権思想を基盤に『比較経済体制論』⁶⁶を、そしてトマス経済学の実践的理解として展開して『経済政策原理』⁶⁷へと結びつけたのが、野尻武敏である。しかし、最近では、有江や森岡邦泰⁶⁸など経済学史学会の研究者がトマスの公正価格を論じている。

しかし日本の「公正価格論」研究に課題として残されているのは、経済学理論としての「所有論」、「公正価格論」、「ウズラ論」を徹底させ、正義論に立脚した「トマスの総合」を、トマスに先行するローマ法、教会法の概念の系譜的関連において捉えることである。所有権思想に見られる万民法的規定に見られる私有制の肯定論に類比して見れば、ボールドウインの「現行価格こそが公正価格」という主張はローマ法の「公正価格」の伝統を強調するものであり、「法外な損害」(laesio enormis) をもたらさない限り、自由交渉の結果は是認されるという、自然法的規定に反しない限りでの市場価格の是認を意味する。

その枠組の中心を構成するのが、客観説に言う「費用説」であり、その中心価格の「2倍」価格が上限を、そしてその「1/2」が枠の下限を構成する形で、教会法の伝統における公正価格理解が採用され、これが自然法的規定に反しない限りにおける万民法による合法性の範囲で構成する。この合法性の範囲内において、「応報」としての「交換的正義」が実現したものが、市場での経済交換の結果であり、その「価値」(valor)を価格として表示したものが「公正価格」となる。

斯かるトマスの価値論を、森茂也⁶⁹⁾の価値論の概念整理から見直せば、ポールドウィンの「現行価格」理解は「価値の決定論」に関するものであり、客観価値説の主張する費用説は「価値の尺度」としての「真実価格」(verum pretium)なのである。

こうしたスミス経済学につながる概念的総合、即ち、自然法の枠内において、倫理的な正義論を基盤に、所有論、公正価格論、ウズラ論を徹底して体系化して形成したトマス経済学の全体像を具体的に説明し跡づける作業は、現在のところ、残されたままであると言わなければならない。

トマスが経済論を展開したのはあくまでも、神学として、しかも倫理神学として理論的な省察としてであった。倫理神学的経済論をトマスから継承する試みは、ドイツではレクテンバルト、ウッツ、コソロフスキーという学会を代表するような存在が、共著の形でトマス経済学研究書⁷⁰⁾を出すことで果たしているが、現実社会の難問に応えるべく、トマスの神学的理解の普遍的な部分に立ち、倫理的指針を導出する倫理神学的経済論に課せられた作業はまだなされていないと言ふべきではないだろうか。

結び トマス・アキナス公正価格論の展望

以上のように、これまでのトマス経済学研究における分析視座に応じて、それぞれがトマスから継承したものが何であるか、即ち、トマスのどこを、どのように、どの程度トマス自身に即して受け継いだものであるのかを検討してきた。1900年以後の期間に、また、地域としてはドイツ語、フランス語、英語、日本語圏に限定したため、以上の検討は決して網羅的で完璧なものではない。しかし、一般に知られている主要な研究を見た限りにおいて、公正価格に関する「トマスそのものに即した」、「十分に包括的で体系的」な研究は、明確にはなされていないように思われる。

トマスの経済社会学的な諸理論は、あくまで、社会における個と共同体の正しい秩序に係わるものである。しかし、その場合の「個」も「共同体」も、トマスにおいて、「究極目的」(ultimus finis)へと向かう「運動」⁷¹⁾という観点から、少しも離れていない。確かに、トマスの「公正価格論」を、所謂「経済学的視点」から分析し、活用することは十分可能であろう。しかし、この理論もまた、斯かる「運動」という観点から展開されており、徳としての正義にあり方に係わっている。この総合的な観点こそ、トマスの公正価格論を現代に活かすものではないだろうか。個人主義が横行する現代において、トマスの公正価格論は極めて重要な可能性を持ち得るように思われる。

註

- 1) トマスの公正価格論のような「経済社会学的業績」を、トマスに即しながら、「包括的」かつ「体系的」に研究するためには、経済学だけではなく、哲学的・神学的考察が不可欠であると思われる。斯かる認識のもとに、今回、共同研究を始めるに至った。なお、村越好男は、1988年、米国ノートルダム大学大学院経済学研究所博士課程を修了し、*Adam Smith's Natural Theology and the Framework of Economics*, Ann Arbor, 1988 という論文で、Ph.D.in Economics (経済学博士) を取得している。
- 2) “iustum pretium” の邦訳は、経済学でもまた一般的にも、「正義」との結びつきを前提にした「公正価格」が採用されている。但し、需要と供給とが一致して望ましいとか、または公共機関による物価統制への指導指標という側面を強調して「適正価格」とされる場合もある。詳しくは、Kaulla,R., *Die Lehre von gerechten Preis in der Scholastik*, 1904(安田三代人訳『カウラ 公正価格の理論』, 敝松堂, 1943年) 参照。なお、ラテン語の “iustum pretium” は、英語では “just price” になる。
- 3) “iustitia commutativa” は、「配分的正義」との有機的な関係を強調して「調整的正義」と訳される場合もある。しかし、「正義には二通りの種がある。一つは、相互の授与 (datio) と受納 (acceptio) において成立するもので、それは例えば、購買 (emptio) や売却 (venditio), 或は他の交わり (communicatio) や交換 (commutatio) において成立している」(S.T.II,q.21, a. 1, c. duplex est species iustitiae. Una, quae consistit in mutua datione et acceptione. Ut puta quae consistit in emptione et venditione, et alia huiusmodi communicationibus vel commutationibus.) という用例からも明らかのように、この正義は、トマスにおいて、本来、交換を指導する正義として捉えられている。従って、本稿では「交換的正義」の訳を用いる。
- 4) なお本稿は、トマスの公正価格に関する、その論争を通じての展望を明らかにすることが目的であり、トマスの公正価格そのものに関する分析には、今回立ち入らない。
- 5) S.T.II-II,q.57,a.1.c. iustitiae proprium est inter alias virtutes ut ordinet hominem in his quae sunt ad alterum, ut ipsum nomen demonstrat: dicitur enim vulgariter ea quae adaequantur iustari.
- 6) 「正義」は「徳」であり、徳は善い「習慣」(habitus)であるから、正義もまた何らかの「習慣」として捉えられる。ここに、重要な可能性が存していると言えよう。実際、共同体と個との有機的な調和は、正義を社会全体の習慣としていくことから可能になると思われる。佐々木亘「共同体と個の完成－トマス・アクィナスにおける自然法論の可能性について－」『経済社会学会年報』第21号, 1999年, 31-37頁参照。
- 7) S.T.II-II,q.58,a.5.c. Manifestum est autem quod omnes qui sub communitate aliqua continentur comparantur ad communitatem sicut partes ad totum. Pars autem id quod est totius est: unde et quolibet bonum partis est ordinabile in bonum totius. Secundum hoc igitur bonum cuiuslibet virtutis, sive ordinantis aliquam hominem ad seipsum sive ordinantis ipsum ad aliquas alias personas singulares, est referibile ad bonum commune, ad quod ordinat iustitia. Et secundum hoc actus omnium virtutum possunt ad iustitiam pertinere, secundum quod ordinat hominem ad bonum commune. Et quantum ad hoc iustitia dicitur virtus generalis. Et quia ad legem pertinet ordinare in bonum commune, ut supra habitum est, inde est quod talis iustitia, praedicto modo generalis, dicitur iustitia legalis: quia scilicet per eam homo concordat legi ordinanti actus omnium virtutum in bonum commune.
- 8) S.T.II-II,q.58,a.7.c. iustitia legalis non est essentialiter omnis virtus, sed oportet praeter iustitiam legalem, quae ordinat hominem immediate ad bonum commune, esse alias virtutes quae immediate ordinant hominem circa particularia bona. Quae quidem possunt esse vel ad seipsum, vel ad alteram singularem personam. Sicut ergo praeter iustitiam legalem oportet esse aliquas virtutes particulares quae ordinant hominem in seipso, puta temperantiam et fortitudinem; ita etiam praeter iustitiam legalem oportet esse

- particularem quandam iustitiam, quae ordinet hominem circa ea quae sunt ad alteram singularem personam.
- 9) S.T.II-II,q.61,a.1.c. iustitia particularis ordinatur ad aliquam privatam personam, quae comparatur ad communitatem sicut pars ad totum. Potest autem ad aliquam partem duplex ordo attendi. Unus quidem partis ad partem: cui similis est ordo unius privatae personae ad aliam. Et hunc ordinem dirigit commutativa iustitia, quae consistit, in his quae mutuo fiunt inter duas personas ad invicem. Alius ordo attenditur totius ad partes: et huic ordini assimilatur ordo eius quod est commune ad singulas personas. Quem quidem ordinem dirigit iustitia distributiva, quae est distributiva communium secundum proportionalitatem. Et ideo duae sunt iustitiae species, scilicet commutativa et distributiva.
- 10) 交換的正義と配分的正義の間には、本来、有機的な連関が認められ、交換的正義による指導は、配分的正義の射程内において機能すると考えられる。佐々木亘「配分的正義の射程－アリストテレスとトマス・アクィナスの正義論についての一考察」『経済社会学会年報』第18号, 1996年, 79-87頁, 「人格と自由－トマス・アクィナスの人間論の現代的意義－」『人間学紀要』第26号 (上智人間学会), 1996年, 25-43頁, 及び, 「他者と正義－トマス・アクィナスにおける交換的正義の限界について－」『人間学紀要』第27号, 1997年, 43-62頁参照。
- 11) S.T.II-II,q.58,a.12.c. Sed etiam si loquamur de iustitia particulari, praecellit inter alias virtutes morales, duplici ratione. Quarum prima potest sumi ex parte subiecti: quia scilicet est in nobiliori parte animae, idest in appetitu rationali, scilicet voluntate; aliis virtutibus moralibus existentibus in appetitu sensitivo, ad quem pertinent passiones, quae sunt materia aliarum virtutum moralium. –Secunda ratio sumitur ex parte obiecti. Nam aliae virtutes laudantur solum secundum bonum ipsius virtuosi. Iustitia autem laudatur secundum quod virtuosus ad alium bene se habet: et sic iustitia quodammodo est bonum alterius, ut dicitur in V *Ethic*.
- 12) 経済学における代表的定義は、L・ロビンズによる「希少資源という制約条件のもとにおける効率的な資源配分の問題解決手段」系列とみなすものである。Robbins,L., *An Essay on the Nature and Significance of Economic Science*, London(Mac Millan),1932(辻六兵衛訳『ロビンズ 経済学の本質と意義』, 東洋経済新報社, 1957年) 参照。
- 13) Smith,Adam., *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*. Cannon edition. London, 1776 (大内兵衛・松川七郎訳『アダム・スミス 諸国民の富』, 岩波書店, 1959年)。
- 14) Schumpeter,J.A., *History of Economic Analysis*, New York (Oxford University Press), 1954 (東畑精一訳『シュムペーター 経済分析の歴史』, 岩波書店, 1965年)。
- 15) 同上邦訳, 第一分冊, 120-121頁参照。
- 16) Schumpeter,J.A., *Ten Great Economists: From Marx to Keynes*, London (George Allen&Unwin), 1951 (東畑精一訳・中山伊知郎監修『シュムペーター 十大経済学者』, 日本評論社, 1952年)。
- 17) スミスの道徳哲学の体系が、自然神学, 倫理学, 自然法学, 経済学からなることはグラスゴー大学での道徳哲学の受講生の証言によって確認されている。大内兵衛・大内節子訳『ジョン・レー アダム・スミス伝』, 岩波書店, 1972年, 67-68頁参照。
- 18) 代表的表現としては、水田洋訳『アダム・スミス 道徳感情論』, 筑摩書房, 1973年, 131-132頁参照。
- 19) 道徳哲学体系を自然神学から見れば、自然法学の主題が「交換的正義」の実現であったのに対し、形而上学や神学の主題は「配分的正義」にあった。
- 20) 村越好男「アダム・スミス自然神学と経済生活の視座」『日本の神学』第38号 (日本基督教学会), 1999年, 41頁参照。
- 21) 同上, 52-55頁参照。

- 22) トマスの「自然法」(lex naturalis)は、スミスにあつては、「自然的諸規則」(natural rules)として捉えられている。
- 23) 村越好男, 前掲論文, 44-54頁参照。
- 24) 同上, 51頁参照。
- 25) Endemann, W., *Studien in der romanisch-kanonistischen Wirtschafts- und Rechtslehre bis gegen Ende des Siebzehnten Jahrhunderts*, 2 Vols., Berlin (Vertrag von J. Guttentag), 1874.
- 26) Ashley, W.A., *An Introduction to English Economic History*. 2 Vols., London (Longmans, Green & Co. Ltd.), 1888.
- 27) Baldwin, J.W., "The Medieval Theory of the Just Price: Romanists, Canonists, and Theologians in the Twelfth and Thirteenth Centuries", *Transactions of the American Philosophical Society*, Vol. 49, 1959, pp. 5-92.
- 28) Noonan, J.T. *The Scholastic Analysis of Usury*, Cambridge (Harvard University Press), 1957.
- 29) 経済学における価値論(価格を決定する事情)は、効用を基盤とする限界革命以後の経済学がよって立つ「主観説」と、古典派経済学の労働価値説との二派に大きく分けられるが、労働者を扶養する客観的費用は労働価値説の始源に位置すると考えられている。
- 30) この公募については、山口正太郎『中世寺院法と経済思想』, 改造社, 1925年, 2-3頁参照。
- 31) Weber Max, "Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus", *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 20, 1905, 1-54.
- 32) 資本主義の源泉は、プロテスタンティズムに限られるわけではなく、もっと歴史的に多様な始源を持つとしてヴェーバーを批判し「資本主義」の本質、歴史的背景について、論争を起こした。Sombart, W., *Der Moderne Kapitalismus*, 3 Bd., Leipzig (Dunker & Humboldt), 1924.
- 33) Kaulla, R., "Die Lehre von gerechten Preis in der Scholastik", *Zeitschrift für Geschichte Staatswissenschaft*, Bd. 58, 1904, pp. 579-602.
- 34) 福田徳三「トマス・ダキノの経済学説(1905年)」『福田徳三経済学全集』第三卷, 同文館, 1925年。
- 35) Tarde, A. de., *L'Idée du Juste Prix*, Paris (Felix Alcan), 1906.
- 36) Schreiber, E., *Die Volkswirtschaftlichen Anschauungen der Scholastik seit Thomas v. Aquin*, Jena (Verlag von Gustav Fischer), 1913.
- 37) 野尻武敏「中世の価値・価格論—トマス・アクィナスを中心に」『国民経済雑誌』Vol. 154, 1986年, 71-91頁。
- 38) 同上, 89-90頁。
- 39) Hagenauer, S., *Das "justum pretium" bei Thomas Aquinas, ein Beitrag zur Geschichte der objektiven Werttheorie*, Stuttgart (W. Kohlhammer), 1931.
- 40) Schachtsschabel, H.G., *Der gerechte Preis, Geschichte einer wirtschafts-ethischen Idee*, Berlin (Junker & Dunnhaupt), 1939.
- 41) Kuhlman, B.C., *Der Gesetzesbegriff beim Hl. Thomas von Aquin im Lichte des Rechtsstudiums seiner Zeit*, Bonn (Hanstein), 1912.
- 42) Schilling, Otto, *Die Staats- und Soziallehre des hl. Thomas v. Aquin*, Paderborn (Schöningh), 1923.
- 43) Linhardt, R., *Die Sozialprinzipien des hl. Thomas v. Aquin*, Freiburg, 1932.
- 44) Demant, V.A. (ed.), *The Just Price: an outline of the mediaeval doctrine and an examination of its possible equivalent today*, London (Student Christian Movement Press), 1930.
- 45) Kraus, J.B., *Scholastik, Puritanismus und Kapitalismus*, Leipzig (Dunker & Humboldt), 1930. (小林珍雄訳『クラウス 中世経済倫理序説』, 伊藤書店, 1944年)。
- 46) 有江大介, 「第2章トマス・アクィナス『交換的正義』と『公正価格』—中世の“危険な思想家”としてのトマス」『労働と正義: その経済学史的検討』(新装版), 創風社, 1994年, 57-104頁。
- 47) 同上, 58頁。

- 48) Tawney, R.H., *Religion and the Rise of Capitalism* (Reprints), London(Peregrine), 1926, p.48 (出口勇蔵・越智武臣訳『宗教と資本主義の興隆』, 岩波書店, 1956年, 上巻75頁)。
- 49) Dempsey, Bernard W., “Just Price in a Functional Economy” , *American Economic Review*, Vol.25,1935, pp.471-486.
- 50) De Roover, Raymond, “The Concept of the Just Price: Theory and Economic Policy”, *Journal of Economics, History*, Vol.18, 1958, pp.418-434.
- 51) Baldwin, J.W., op.cit., pp. 5 -92.
- 52) この点については, Gilchrist, J., *The Church and Economic Activity in the Middle Ages* , London (Macmillan), 1969, pp.58-62の見解を採用した。
- 53) 有江大介, 前掲書, 61頁.及び, Baldwin, J.W., op.cit., p.78.参照。
- 54) Langholm, O., “Scholastic Economics” , *Pre-Classical Economic Thought*, M.A. Kluwer Academic Publisher, 1986, pp.260-283.; “Economic Freedom in Scholastic Thought” *History of Political Economy*, Vol.14, 1982, pp.115-135.
- 55) Hollander, Samuel, “On the interpretation of the just price” , *Kyklos*, Vol.18, 1965, pp.615-634.
- 56) Bartell, Ernest., “Value, Price, and St. Thomas.” , *The Thomist*, Vol.25, 1962, pp.325-381.
- 57) Worland, Stephen, *Scholasticism and Welfare Economics*. University of Notre Dame Press,1967.
- 58) Worland,Stephen, “*Justum Pretium*: one more round in an 'endless series'” , *History of Political Economy*, Vol. 9, 1977, pp.504-521.
- 59) 上田辰之介『聖トマス経済学：中世経済学史の一文獻』, 臨川書店, 1978年；「トマス・アクィナス研究」『上田辰之介著作集』, みすず書房, 1987年。
- 60) 打村鑛三, 『中世教会法的徴利論考』, 久我書房, 1927年。
- 61) 註2) 参照。
- 62) 有江大介, 前掲書, 67頁。但し, “officium” に関する有江の経済社会的解釈が, 元来この言葉の持つ「聖務日課」的意味を見落としている点は指摘しておかねばならない。
- 63) トマス経済学研究は, 制度形成に関する形而上学的アプローチにおいて類同性が見られるため, ゴットル経済学やシュパンなどの後期ドイツ歴史学派と混同されるきらいがなかったわけではない。だがトマス経済学が築いた経済社会的分析の伝統は, 神戸大学から拡大・波及している点は, 特筆すべきであろう。
- 64) Gordon, Barry, *Economic Analysis before Adam Smith*, New York (Macmillan Press),1975.特に5章「3つの法学伝統：(ユダヤ教の) ラビ, ローマ法, そして教会法」と6章「聖トマス・アクィナスにおける『公正価格』」の叙述は, 簡明でポイントがつかみやすく, 公正価格についての経済学的入門書として適していると言えよう。
- 65) 五百旗頭真治郎「キリスト教所有権思想の研究」『(神戸大学) 博士号学位請求論文』。またその概要に関しては, 野尻武敏(編)「聖トーマスの所有権思想」『カトリック神学』第一号, 1954年, 4 - 28頁参照。
- 66) 野尻武敏(編)『現代の経済体制思想』, 新評論, 1976年。
- 67) 野尻武敏『一般経済政策論』, 有斐閣, 1965年, 及び『経済政策原理』, 晃洋書房, 1973年。
- 68) 森岡邦泰「トマス・アクィナスの経済論－公正価格を中心に－」『経済学史学会年報』第31号, 1993年, 47-57頁参照。
- 69) 森茂也『イギリス価格論史』, 同文館, 1982年, 117-128頁参照。
- 70) Rechtenwald, H. C., *Ökonomie, Politik und Ethik in Thomas von Aquins*)*Summa Theologiae*《, Dusseldorf, 1991.
- 71) トマスにおいて, 人間の自由は究極目的への運動に即して捉えられている。佐々木亘「人間的行為と自然法－トマス・アクィナスにおける自己原因性の完成について－」『中世思想研究』第42号 (中世哲学会), 2000年, 103 - 113頁参照。